

5. その他

(1) 通行止めに伴う乗り継ぎ料金調整 (ETC 車、非 ETC 車共通)

中国道リニューアル工事に伴う終日通行止めにより、高速道路を下表の指定 IC(流出指定 IC)で一旦流出し、一般道を経由してう回して下表の指定 IC(再流入指定 IC)から再度同一方向の高速道路に乗り継がれるお客さまには、高速道路の通行料金が割高にならないよう所定の方法で調整します。

<乗り継ぎ指定 IC>

通行止め区間	乗り継ぎ指定IC		備考
	流出指定 IC (乗継証明書発行 IC)	再流入指定 IC※1	
上り線 中国池田IC～吹田JCT	E2A 中国道 中国池田IC、宝塚IC、 西宮北IC	E1 名神 尼崎IC、豊中IC、名神吹田IC、 茨木IC、大山崎IC、京都南IC、 E8B 京滋バイパス 久御山淀IC E9 京都縦貫道 長岡京IC E1A 新名神 宝塚北スマートIC※、川西IC、 箕面とどろみIC、茨木千提寺IC、高槻IC	12時間以内に再流入指定ICから乗り継いでください。
下り線 吹田JCT～中国池田IC	E1 名神 名神吹田IC、茨木IC、 大山崎IC、豊中IC E1A 新名神 高槻IC	E2A 中国道 中国池田IC、宝塚IC、西宮北IC	

※宝塚北スマートICは ETC 専用です。(車長 12m 以下)

※1 流出指定 IC で流出後に通行止めが解除となった場合は、再流入指定 IC 以外に「流出した IC」・「進行方向上の他の流出 IC」・「通行止め区間内の IC」で再流入しても料金の調整をおこないません。

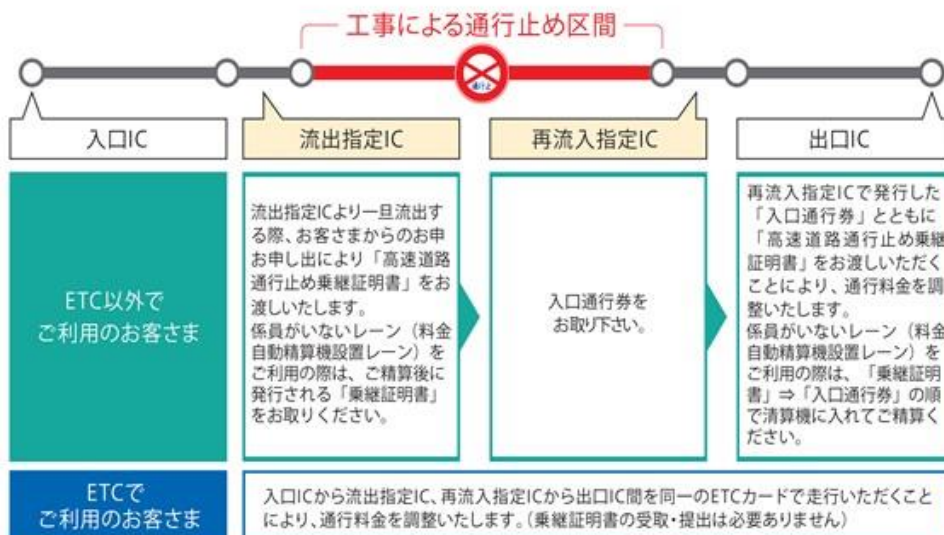
【ETC 以外でご利用のお客さま(現金等でのお支払いのお客さま)】

流出指定 IC より一旦流出する際、お客さまからのお申し出により「高速道路通行止め乗継証明書」をお渡しいたします。係員がいないレーン(料金自動精算機設置レーン)をご利用の際は、ご精算後に発行される「乗継証明書」をお取りください。

その後、再流入乗り継ぎ後の最初の出口料金所において、再流入指定 IC で発行した「入口通行券」とともに「高速道路通行止め乗継証明書」をお渡しいただくことにより、通行料金を調整いたします。係員がいないレーン(料金自動精算機設置レーン)をご利用の際は、「乗継証明書」⇒「入口通行券」の順で精算機に入れてご精算ください。

【ETC でご利用のお客さま】

出発 IC から流出指定 IC、再流入指定 IC から到着 IC 間を同一の ETC カードで走行いただくことにより、通行料金を調整いたします。(乗継証明書の受取・提出は必要ありません)



**【ご注意】**  
(ETCでご利用のお客さま)

○各料金所では乗り継ぎ料金調整前の通行料金が表示されますが、クレジットカード会社等の請求時には乗り継ぎ料金調整後の通行料金で精算させていただきます。

○通行止めに伴う乗り継ぎ料金調整におけるETC割引の適用については、直通走行とみなした場合に適用されるETC割引を適用したうえで乗り継ぎ料金調整を行います。